

令和 3 年 6 月 〇 日

今後のワクチン接種の優先順位及び供給方針について(案)

岐阜県新型コロナウイルス
ワクチン供給調整本部

現在実施している優先接種（医療従事者、65歳以上高齢者等）後の一般県民に対するワクチン接種について、その対象者総数は117万人程度と見込まれる（別紙1）。

1. 一般県民に対する接種券の送付

- 6月2日付け厚生労働省事務連絡に基づき、接種券は一般接種の対象者全体に対して発送し、標準的には6月中旬を目途に、広く住民へ送付ができるよう、各自治体で準備を進める。
- ただし、混乱回避の観点から、発送方法、予約受付方法については、柔軟に対処することを妨げない。

2. 一般県民に対する接種に係る順序

(1) 基本的な考え方

- 「基礎疾患を有する者」及び「社会福祉施設等の従事者」（以下、「基礎疾患を有する者等」という。）を優先する。

なお、先行する高齢者向け優先接種と並行して接種を実施することを妨げない。

※「基礎疾患を有する者」は、別紙2のとおり

※「社会福祉施設等」とは、介護保険法、老人福祉法、高齢者住まい法で規定する施設に加え、障害者総合支援法、生活保護法、その他社会福祉法等で規定する障害者支援施設、保護施設等や居宅・訪問系サービス事業所

- それ以外の者への接種（以下「一般接種」という。）については、基礎疾患を有する者等への接種の進捗を勘案しつつ、接種を開始する。

その際、予防接種法上実施主体となる市町村における集団接種及び個別接種のほか、県の大規模接種会場での接種、企業・大学等における職域接種についても併せて活用することができる。

(2) 基礎疾患を有する者等への接種

- 市町村は、高齢者向け優先接種に係る予約状況、1回目の接種完了見込みなどを踏まえ、ワクチン接種の空白期間が生じないように、基礎疾患を有する者等への接種を開始する。
- 高齢者向け優先接種分として各市町村に配分されたワクチンの未使用分（希望するすべての高齢者等への接種を実施し、なお残存すると見込まれるワクチン）については、基礎疾患を有する者等への接種に使用する。
- 接種券は、標準的には6月中旬を目途に、一斉に発送されることが望ましいが、基礎疾患を有する者等への対象者に対し優先的に発送することも妨げない。

(基礎疾患を有する者の接種)

- 原則、かかりつけ医による個別接種により実施することとする。
なお、集団接種のみ実施する市町村においては、集団接種により実施する。

(社会福祉施設等従事者)

- 市町村における集団接種又は個別接種で実施することとする。

(使用するワクチン)

- 原則として、ファイザー社製のワクチンを使用する。

(3) 一般接種

① 市町村における集団接種及び個別接種

- 予防接種法上の実施主体は市町村であり、一般接種においても市町村における集団接種及び個別接種が柱となる。
- その際、以下のような者を優先的な接種の対象者とすることが考えられる。
 - ・ 医療従事者のうち未接種の者
 - ・ 教職員（県立学校以外）
 - ・ 幼稚園教諭、保育士等（幼稚園、保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設、乳児院など）
 - ・ 消防職員、消防団員
 - ・ 市町村職員
 - ・ 外国人県民
 - ・ その他、人との接触が多い職業など、感染拡大防止の観点から必要と認める者 など
- 特に、外国人県民が集住する自治体においては、集団接種の実施に当たり、外国人への問診スキルのある医療従事者、通訳等を配備した「外国人県民枠」を設けることが適切と考えられる。「外国人県民枠」の活用に当たっては、外国人雇用企業、教会、コミュニティ等を通じて積極的な周知を推進すること。

(使用するワクチン)

- 原則として、ファイザー社製のワクチンを使用する。

② 大規模接種

(県が設置する大規模接種会場)

- 大規模接種は、複数市町村にまたがる広域的な観点からの接種促進のほか、県内のワクチン接種を加速させるため、以下を接種対象者とすることが考えられる。
 - ・ 医療従事者、社会福祉施設等の従事者のうち未接種の者
 - ・ 医療機関等で実習を必要とする医療系学生
 - ・ 県立学校教職員（県立高校、特別支援学校等）
 - ・ 警察職員
 - ・ 外国人県民
 - ・ その他公務に携わる者 など

- 当面は、岐阜圏域の会場（岐阜産業会館）において、高齢者向け優先接種の支援のほか、未接種の医療従事者、社会福祉施設等従事者などへの接種に活用する。

- 8月以降も基本的には継続的に設置することとし、西濃圏域（ソフトピアジャパン）など他圏域における設置についても引き続き検討する。

その際、医療系の学部を有する大学をはじめ、キャンパス、医療資源などの活用を申し出ていただける大学等における設置についても検討する。

(使用するワクチン)

- 原則として、モデルナ社製のワクチンを使用する。

③ 職域接種

- 企業・学校・団体・官公庁等における職域接種は、ワクチンの接種促進、構成員の健康管理に鑑み、積極的に推進する。
- 国では、現在、1,000人以上の従業員を有する企業（専属の産業医の選任が必要な企業）に対する職域接種の実施についての意思確認が行われているが、対象となる企業に対し、積極的な参加をお願いする。
- 対象となる業態、団体規模、ワクチン配分方式など職域接種に係る国の基本方針を勘案しつつ、該当する企業・学校・団体・官公庁等においては、職域接種の実施を積極的に検討する。（想定される業態は、「別紙3」6月3日付 文部科学省事務連絡抜粋のとおり）

（大学における接種）

- 大学等における接種に当たっては、教職員、実習を控えた学生（医療系、教育系、保育系など）、その他の医療系学生を優先的な接種対象者として考えられる。
その際、大学間協力についても積極的に検討する。

（使用するワクチン）

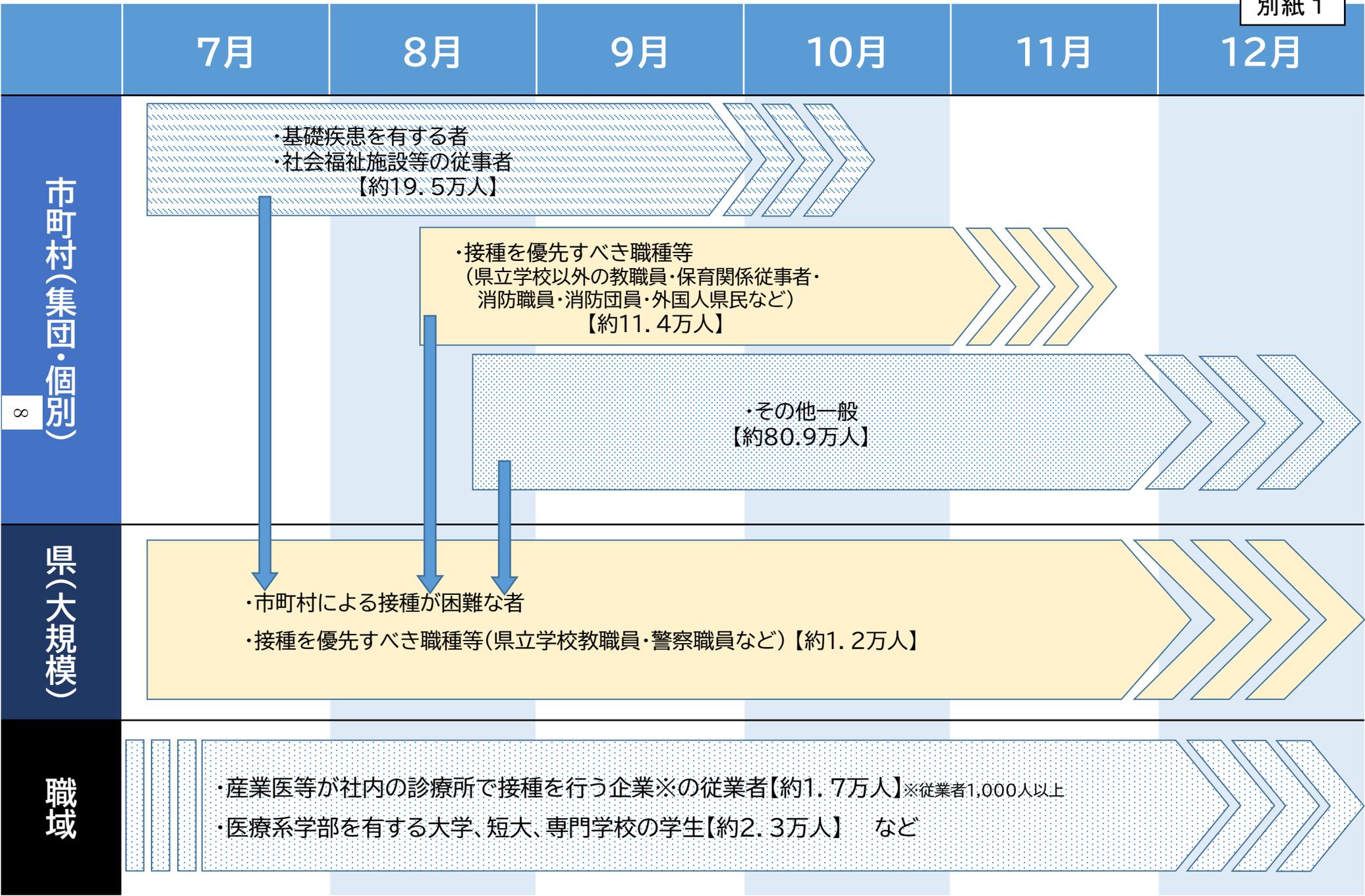
- 原則として、モデルナ社製のワクチンを使用する。

3. ワクチン供給量の決定

- ファイザー社製ワクチンについては、7月以降の国からの配分量、各市町村の供給希望量、各地域の接種体制及び感染状況を考慮しながら、各市町村への供給量を決定する。
- モデルナ社製ワクチンについては、供給を希望する大規模接種会場及び職域接種会場等の接種規模や接種状況に応じて、国においてワクチンの供給量が決定される。
- 以上に関し、8月以降の具体的なワクチン配分量と配分スケジュールを早期に提示するよう国に求める。

一般県民に対する接種対象者（約117万人）の接種時期

別紙1



市町村(集団・個別)

県(大規模)

職域

∞

基礎疾患を有する者

1. 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院／入院している方
 - ・慢性の呼吸器の病気
 - ・慢性の心臓病（高血圧を含む。）
 - ・慢性の腎臓病
 - ・慢性の肝臓病（肝硬変等）
 - ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
 - ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
 - ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
 - ・染色体異常
 - ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
 - ・睡眠時無呼吸症候群
 - ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

2. 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

令和3年6月3日付文部科学省事務連絡抜粋
(新型コロナウイルス職域接種の要望確認について 別紙)

企業による職域接種のニーズが想定される業種のイメージ

○ 以下は、職域接種のニーズがあり、かつ、一定の規模が見込まれる業種のイメージであり、実際の職域接種はこれらの業種に限られるものではない。

警察庁：警備 等

総務省：郵政、放送（TV、ラジオ）、通信（NTT、携帯、ネット） 等

財務省、金融庁：金融機関、保険会社、JT、酒造 等

文科省：大学（学生、職員）、小・中・高校 等

厚労省：製薬、医薬卸、生活衛生業、（医療、介護） 等

農水省：農協、食品 等

経産省：製造（自動車・自動車部品、機械・電機電子、化学、ガラス、セメント、鉄・金属、金属加工、製紙、繊維、日用品、化粧品等）、エネルギー（電力、ガス）、貿易（商社）、情報（出版・印刷、コンテンツ、ゲーム、データ、広告代理店）、流通（スーパー、コンビニ、百貨店） 等

国交省：公共交通（鉄道、バス、航空、船舶、タクシー）、港湾、宿泊・旅行、運輸、建設、造船、住宅、不動産 等

環境省：廃棄物処理 等

(以下参考添付)

事務連絡
令和3年6月3日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナワクチン職域接種の要望確認について

新型コロナワクチン接種希望者への接種の加速化に関連して、厚生労働省及び経済産業省より別添のとおり、職域接種に関するアンケート調査の依頼がありました。

自治体によるワクチン接種とは別に、団体自らで医師等を確保いただくことを前提に職域接種を実施する場合の希望の有無等を確認するものです。

各教育委員会等におかれては、添付の説明書等を参照のうえ、下記により教職員の職域接種に関してアンケート票への回答にご協力いただくようお願いいたします。職域接種の希望及び人員・会場等の体制がない団体におかれては回答は不要です。

なお、説明書及びアンケート票においては「企業」を想定した記載となっておりますが、地方公共団体において教職員等に実施する場合も対象としていただいで構いません。

また、各省庁向け説明資料について参考に添付させていただきますが、同内容については今後変更の可能性があることを申し添えます。

記

1. アンケート調査対象

都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会及び市町村教育委員会

2. 調査方法

都道府県教育委員会において域内市町村教育委員会（指定都市を含む）の調査票を取りまとめの上、同一フォルダに格納し、データでご提出ください。

3. 提出方法

以下の提出先にメールによりご提出ください。

提出先：kenshoku@mext.go.jp

※提出メールの件名は「【都道府県名】職域接種の要望確認について（回答）」としてください

4. 提出期限

令和3年6月9日（水）17時

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111

内線2976、2690

職域接種の要望確認について

令和3年5月28日
厚生労働省 健康局予防接種室
経済産業省 生活物資等供給確保戦略室

現在政府では、新型コロナワクチン接種希望者への接種の加速化に向けた検討を行っています。そのなかで、企業による職域接種に関するアンケート調査を実施することといたしました。

本調査は、自治体によるワクチン接種とは別に、自社で医師等を確保いただけることを前提として、企業による職域接種の意向の有無等を確認させていただくものです。

ご多忙中とは存じますが、関係業界の企業の意向確認のご協力を賜りたく何卒よろしくお願ひします。ご回答は、下記要領に従い、電子媒体（Excel）で提出いただけますようお願いいたします。

1. 作業要領

- (1) 所管省庁から関係業界（別紙参照）において職域接種を希望する企業に対して、「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」を示しつつ、資料「企業による職域接種に関するアンケート」に記載している調査項目について確認してください。
- (2) (1) でご確認いただいた内容を所定のフォーマット「アンケート回答（Excel）」にご記入いただき、所管省庁で取りまとめの上、いずれかの期日までに下記提出先まで提出してください。
一次締切：6月4日（金）10：00
二次締切：6月11日（金）10：00
- (3) アンケート調査内容について疑問がある場合は、「2. 問い合わせ先」に記載されている担当までご相談ください。

2. 提出先・問い合わせ先

- ・厚生労働省 健康局予防接種室
電話：03-6812-7811 E-MAIL：yoboseshu@mhlw.go.jp
- ・経済産業省 生活物資等供給確保戦略室 ワクチン接種支援チーム
電話：03-3501-1538 E-MAIL：vaccine-team@meti.go.jp

企業による職域接種のニーズが想定される業種のイメージ

○ 以下は、職域接種のニーズがあり、かつ、一定の規模が見込まれる業種のイメージであり、実際の職域接種はこれらの業種に限られるものではない。

警察庁：警備 等

総務省：郵政、放送（TV、ラジオ）、通信（NTT、携帯、ネット） 等

財務省、金融庁：金融機関、保険会社、JT、酒造 等

文科省：大学（学生、職員）、小・中・高校 等

厚労省：製薬、医薬卸、生活衛生業、（医療、介護） 等

農水省：農協、食品 等

経産省：製造（自動車・自動車部品、機械・電機電子、化学、ガラス、セメント、鉄・金属、金属加工、製紙、繊維、日用品、化粧品等）、エネルギー（電力、ガス）、貿易（商社）、情報（出版・印刷、コンテンツ、ゲーム、データ、広告代理店）、流通（スーパー、コンビニ、百貨店）等

国交省：公共交通（鉄道、バス、航空、船舶、タクシー）、港湾、宿泊・旅行、運輸、建設、造船、住宅、不動産 等

環境省：廃棄物処理 等

新型コロナウイルスワクチン接種について

本ワクチンの接種は国と地方自治体による新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン接種事業の一環として行われます。本ワクチンの接種は公費対象となり、希望者は無料で接種可能です。なお、本ワクチンは18歳以上の方が対象です。

ワクチンの効果と投与方法

今回接種するワクチンは武田／モデルナ社製のワクチンです。新型コロナウイルス感染症の発症を予防します。

本ワクチンの接種を受けた人は、受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないということが分かっています。（発症予防効果は約94%と報告されています。）

販売名	COVID-19 ワクチンモデルナ筋注 [®]
効能・効果	SARS-CoV-2 による感染症の予防
接種回数・間隔	2回（通常、4週間の間隔） ※筋肉内に接種
接種対象	18歳以上（18歳未満の人に対する有効性・安全性はまだ明らかになっていません。）
接種量	1回0.5 mLを合計2回

- 1回目の接種後、通常、4週間の間隔で2回目の接種を受けてください。（接種後4週間を超えた場合は、できるだけ速やかに2回目の接種を受けてください。）
- 1回目に本ワクチンを接種した場合は、2回目も必ず本ワクチンの接種を受けてください。
- 臨床試験において、本ワクチンの接種で十分な免疫が確認されたのは、2回目の接種を受けてから14日以降です。現時点では感染予防効果は明らかになっていません。ワクチン接種にかかわらず、適切な感染防止策を行う必要があります。

予防接種を受けることができない人

下記にあてはまる方は本ワクチンを接種できません。該当すると思われる場合、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

- 明らかに発熱している人（※1）
- 重い急性疾患にかかっている人
- 本ワクチンの成分に対し重度の過敏症（※2）の既往歴のある人
- 上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある人

（※1）明らかな発熱とは通常37.5℃以上を指します。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません。

（※2）アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

予防接種を受けるに当たり注意が必要な人

下記にあてはまる方は本ワクチンの接種について、注意が必要です。該当すると思われる場合は、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

- 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人
- 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある人
- 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた人
- 過去にけいれんを起こしたことがある人
- 本ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人

（うらへ続く）

妊娠中、又は妊娠している可能性がある人、授乳されている人は、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください。

本剤には、これまでのワクチンでは使用されたことのない添加剤が含まれています。過去に、薬剤で過敏症やアレルギーを起こしたことがある人は、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください。

接種を受けた後の注意点

- 本ワクチンの接種を受けた後、15 分以上（過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を起こしたことがある方や、気分が悪くなったり、失神等を起こしたりしたことがある方は 30 分以上）、接種を受けた施設でお待ちいただき、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。（急に起こる副反応に対応できます。）
- 注射した部分は清潔に保つようにし、接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部分はこすらないようにしてください。
- 通常の生活は問題ありませんが、激しい運動や過度の飲酒等は控えてください。

副反応について

主な副反応は、注射した部分の痛み（※）、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。なお、本ワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談しましょう。

（※）接種直後よりも翌日に痛みを感じる方が多いです。接種後 1 週間程度経ってから、痛みや腫れなどが起きることもあります。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症について

SARS-CoV-2 による感染症が発症すると、熱や咳など風邪によく似た症状がみられます。軽症のまま治癒する人も多い一方、重症化すると、呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、死に至る場合もあります。

今回接種する新型コロナウイルスワクチン（武田／モデルナ社製のワクチン）の特徴

本剤はメッセンジャーRNA（mRNA）ワクチンであり、SARS-CoV-2 のスパイクタンパク質（ウイルスがヒトの細胞へ侵入するために必要なタンパク質）の設計図となる mRNA を脂質の膜に包んだ製剤です。本剤接種により mRNA がヒトの細胞内に取り込まれると、この mRNA を基に細胞内でウイルスのスパイクタンパク質が産生され、スパイクタンパク質に対する中和抗体産生及び細胞性免疫応答が誘導されることで、SARS-CoV-2 による感染症の予防ができると考えられています。

本剤には、下記の成分が含まれています。

有効成分	◇ CX-024414（ヒトの細胞膜に結合する働きを持つスパイクタンパク質の全長体をコードする mRNA）
添加物	◇ SM-102：ヘプタデカン-9-イル 8-((2-ヒドロキシエチル)(6-オキソ-6-(ウンデシルオキシ)ヘキシル)アミノ)オクタン酸エステル ◇ コレステロール ◇ DSPC：1,2-ジステアロイル-sn-グリセロ-3-ホスホコリン ◇ 1,2-ジミリストイル-rac-グリセロ-3-メチルポリオキシエチレン（PEG2000-DMG） ◇ トロメタモール ◇ トロメタモール塩酸塩 ◇ 氷酢酸 ◇ 酢酸ナトリウム水和物 ◇ 精製白糖

新型コロナワクチンの詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 検索



ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

企業による職域接種に関するアンケート

令和3年5月28日

現在政府では、新型コロナワクチン接種希望者への接種の加速化に向けた検討を行っています。そのなかで、**企業等が持っている医療資源（場所、医療従事者等）による職域接種のご希望がある場合について**、その具体的な検討に向けたアンケートへご協力をお願いいたします。

○企業による職域接種は、以下の様な状況・体制で行うことを検討しています。

- ・**予防接種法に基づく臨時接種**とし、**接種の副反応による健康被害**については、救済制度が設けられている
- ・接種費用は、被接種者の居住する市区町村から負担金を支給
- ・接種に必要な、**ワクチン・注射器等は、国が準備し、事前にお届けする。**
- ・**モデルナ社製ワクチンを使用**
- ・**同一会場において、2回の接種を実施（4週間の接種間隔が必要）**
- ・接種の実施に要する**医療従事者等の人員・接種会場等を自前で準備できる企業等**に限る
- ・接種対象は、接種する企業の関係者（社員等（**正規・非正規、契約・派遣など雇用形態によらず、企業において本人確認が行える者**））、及び**社員の家族等**）

アンケート

自治体によるワクチン接種とは別に、自社で医療従事者等の人員・接種会場等を確保いただけることを前提として、ご回答をお願いします。

※接種会場が、複数準備できる場合は、会場毎にご回答をお願いします。

<職域接種の意向>

- 1 企業によるワクチン接種を実施したい【○】
- 2 自治体によるワクチン接種とは別に、自前で医療従事者等の人員・接種会場等を確保できる【○】

<医療従事者等の確保>

- 3 医療従事者等の所属医療機関名
- 4 1日あたりの接種会場に従事する医師・看護師の数
- 5 1日あたりの接種会場に従事するその他の者の数

<接種会場>

- 6 接種会場【企業立病院、社内診療所、社内会議室・講堂、駐車場など】
- 7 接種会場の住所
- 8 ワクチン保管用冷凍庫等の有無【ワクチン保管用の-20℃冷凍庫の有無】
※ワクチン保存用の冷凍設備（-20℃±5℃）、冷蔵設備（2～8℃）の有無（接種会場で活用できるもの）、その他自己手配が難しい物の有無

<接種人数等>

- 9 被接種対象者の見込み人数（社員等●人）
※社員のうち職域接種を想定する範囲、人数を記載
- 10 接種実施期間（●月●日～●月●日）
- 11 1日あたりの接種の見込み人数、接種時間（一日あたり ●人/●時間）
- 12 うち、委託先の提携医療機関等に出向いて接種する場合の接種想定人数（1日あたり ●人/●時間）

<回答企業情報>

13 企業名

14 企業内接種の調整担当部署、窓口担当者

15 連絡先 メールアドレス

16 連絡先 電話番号

17 従業員数（単独・グループ含む）、年齢構成

※「単独」とは、親会社のみ従業員数、「グループ含む」とは、親会社のほか子会社毎のグループ会社、協力会社や取引先等の者を含めた合計数

18 企業内診療所の有無（ある場合には、その名称、所在住所（複数ある場合は各々記載）

19 企業内診療所の医療従事者数（医師、薬剤師、歯科医師、看護師）

※常勤・非常勤の別も記載

20 産業医の人数

※専属・嘱託の別も記載

21 自治体等への企業内医師等派遣状況（人数・頻度・期間等）

22 企業内診療所での集団接種経験（インフルエンザワクチンなど）

※外部委託の場合は、外部委託と記載

以上

新型コロナウイルスワクチン職域接種 各省庁向け説明会（第1回）

令和3年6月2日

パターン1 企業内診療所で実施

- ・対象は社員のみが基本（入館管理の都合等）
- ・接種体制は一時的

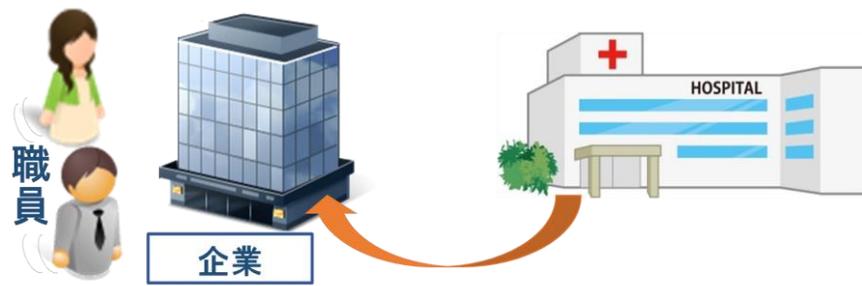
契約者：企業又は企業内診療所



パターン2 外部機関が出張して実施

- ・外部の医療機関が企業内の会議室などで実施
- ・実施医療機関は複数の企業から委託を受けることも多い

契約者：医療機関（巡回診療所等）
※新規に医療機関を開設するケースも想定される



パターン3 外部機関に出向いて実施

- ・企業が指定した医療機関で実施
- ・実施医療機関は複数の企業から委託を受けることも多い

契約者：医療機関（地域の医療機関）



職域接種とは

- (1) 地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、賛同する企業や大学等において職域単位での接種を可能とする。
- (2) 医療従事者や会場などは企業や大学等が自ら確保し、自治体の接種事業に影響を与えないこと。

企業等に求めること

- (1) 医師・看護師等の医療職の他、会場運営のスタッフ等、必要な人員を企業や大学等が自ら確保すること。
また、副反応報告などの必要な対応を行うことができること。
- (2) 接種場所・動線等の確保についても企業や大学等が自ら確保すること。
- (3) 社内連絡体制・対外調整役を確保すること。（事務局を設置すること。）
- (4) 同一の接種会場で2回接種を完了すること、最低2000回（1000人×2回接種）程度の接種を行うことを基本とする。
- (5) ワクチンの納品先の事業所でワクチンを保管の上、接種すること。

企業等が行うこと（準備から接種までの流れ）

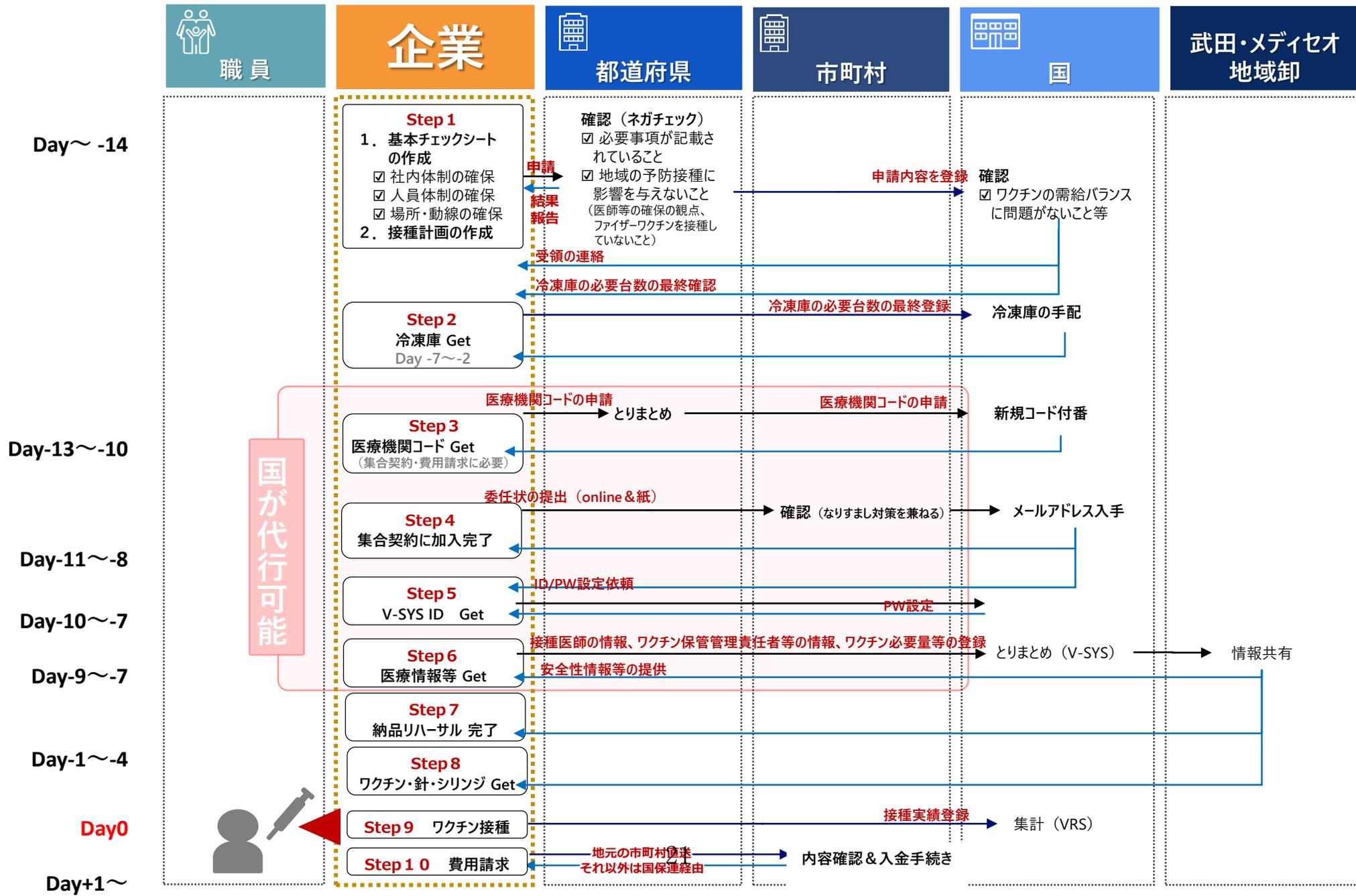
- <準備1> 上記企業要件の(1)、(2)、(3)を確保の上、接種計画を作成し、基本チェックシートを作成。
- <準備2> 基本チェックシートを都道府県に提出し、了承を得る。（地域の予防接種に影響を与えないことを確認）
- <準備3> 基本チェックシートを都道府県から厚労省に提出。

国が代行業務
(NEC)

- 市町村との集合契約に必要な医療機関コード付番申請する。
- 集合契約へ加入する（委任状に押印箇所があり、廃止には総務省の協力が必要）。
- 接種責任医師名、ワクチン保管管理責任者等の必要情報をV-SYS上で登録する。
（※委任状に上記情報を記載する様式を添付し提出頂く。）
- ディープフリーザーの手配
- ワクチンの必要量等をV-SYS上に登録する。

- <最終準備> ディープフリーザーを設置し、ワクチンの納品リハーサルを実施。
- <接種本番> ワクチン接種を実施。実績報告。
- <費用請求> 費用請求を行い、後日、入金を確認。

職域接種の準備工程のフロー図（暫定版）



会場における人員確保について

医師・看護師等の医療職の他、会場運営のスタッフ等、必要な人員を企業や大学等が自ら確保いただく必要があります。

＜具体的に必要な人数について（例）＞

- ・ 接種人数：400人/日 ・ 接種時間：8時間（9時～18時※1時間休憩）
- ・ 3レーン設置 15人程度/1レーン/1h
- ・ 医師2名（問診）、看護師6名（接種3、予診票2、希釈1）事務職6名（受付2、誘導2、消毒等の対応2）
会場責任者1

準備するもの、接種場所等について

会場を設置するに当たっては、接種場所・導線等についても企業や大学等が自ら確保いただくとともに、各種物品を確保いただく必要があります。武田／モデルナ社ワクチンについては、納品先の事業所でワクチンを保管の上、接種することになりますので、御留意ください。

＜具体的な準備（例）＞

- （1）（医療機関でない場所で接種を実施する場合）医療法上の開設届け
- （2）会場レイアウトの作成、導線確認（次ページ参照）
- （3）卸売販売業者立ち会いのもと、ワクチンの配送訓練の実施
- （4）消毒用アルコール綿、体温計、救急用品、針捨て容器、使い捨て手袋等の必要物品の用意 など

事務局で実施すること

企業において社内連絡体制・対外調整役を確保し、医療機関や都道府県等との連絡調整等を行っていただく必要があります。実際に接種を担当する医療機関等との役割分担を確認しつつ、円滑に接種会場を運営できるようにお願いします。

＜具体的に対応する必要がある事項（例）＞

- （1）従業員等のうち、接種を希望する者の把握、必要なワクチン量の算定
- （2）スケジュール設定（接種計画の作成）
- （3）会場運営にかかる企画・全体調整（医療機関、都道府県、ワクチンを配送する卸売販売業者等との連絡調整などを含む）
- （4）集合契約への加入等の行政手続き
- （5）医療機関と連携しつつ、予防接種に係る費用の請求

ワクチン保管用の冷凍庫

- (1) -20°C の冷凍庫と保管温度の記録計（データロガー）をご提供します。
- (2) 武田/モデルナ社ワクチンが最大2,400回接種分（バイアル単位で240本分）を保管できます。
- (3) 使用後、返却いただき、他社の接種時に再利用しますので、大切にご使用ください。



武田/モデルナ社ワクチンについて

- (1) 職域接種で使用するワクチンは武田/モデルナ社ワクチンとし、国から卸を通じて配送いたします。100回分を1単位として流通します。
- (2) -20°C で冷凍された状態で配送され、使用前に解凍が必要です。
- (3) 武田/モデルナ社ワクチンの基本情報

効能効果：新型コロナウイルス感染症の予防

接種対象者（年齢）：18歳以上

用法・用量：筋肉内に接種（2回）

接種間隔：4週の間隔

接種不適當者：本剤の成分に対し重度の過敏症の既往歴のある者 等

貯蔵方法： $-20\pm 5^{\circ}\text{C}$ 、遮光



接種用の針・シリンジ

- (1) ワクチン接種に使用する、針及びシリンジについても、国からご提供します。
- (2) 針については、100本が1箱ずつ（83～118×93～113×75～93のサイズ）、シリンジについても、100本が1箱ずつ（126～380×120～378×68～150のサイズ）で配送されますので、針・シリンジの在庫を置くスペースも考慮いただくようお願いします。
※単位はいずれもミリメートルで、目安です。



必要な準備

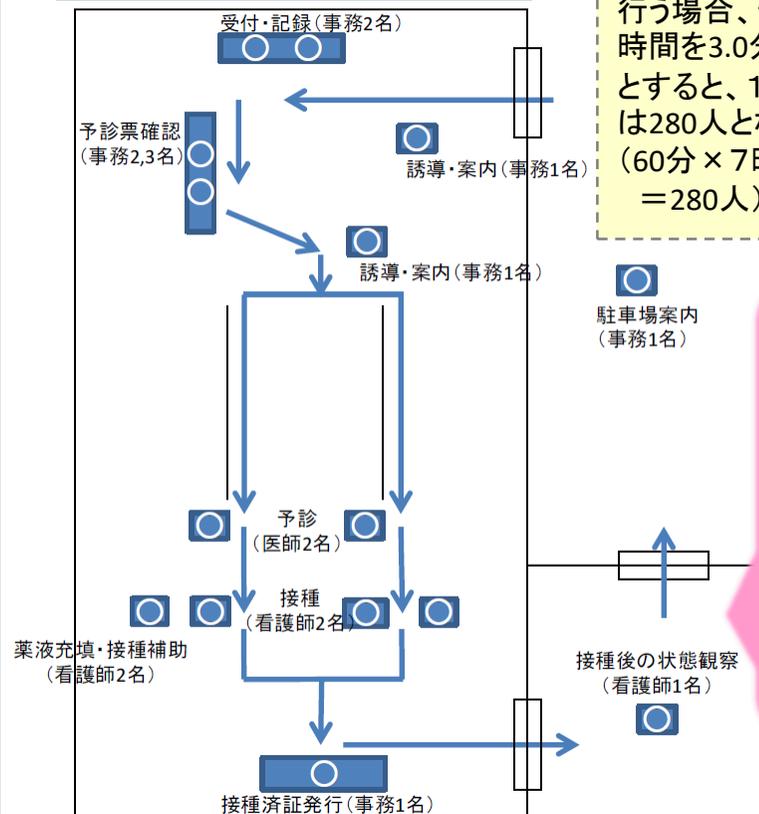
- 会場の確保 ※医療機関でない場所を接種会場として用いる場合は、診療所開設の届出等が必要
- 運営方法の検討：直営／委託、運営管理責任者の明確化、予約受付方法、応急対応の方法 等
- 従事者の確保
- ワクチン等の配送先の登録：V-SYSに配送場所、担当者名、担当者連絡先等の情報を登録
- 必要物品の確保・保管

当日の流れ

以下のうち、医師が必須なのは③予診のみ

- ① 受付
検温、身分証明書の確認、予診票記載の案内
- ② 予診票確認
記載項目の抜け漏れ・不備のチェック、（2回目接種の場合）接種間隔や1回目接種ワクチン種別の確認
- ③ 予診（医師）
体調や持病を確認する等必要な診察を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者または予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かの確認
- ④ 接種（看護師等）
薬液を充填する者（薬剤師等）も別に配置が必要
- ⑤ 接種済証の交付
接種したワクチンのワクチンシールを接種済証に貼用し、接種日・接種場所を記載する
- ⑥ 接種後の状態観察
アナフィラキシーや血管迷走神経反射等の症状が生じることがあるため、一定期間観察を行う

会場設営のイメージ



1会場あたり2列体制で接種を行う場合、予診から接種までの時間を3.0分、実施時間を7時間とすると、1日あたりの接種人数は280人となる
 $(60分 \times 7時間 \div 3.0分 \times 2列 = 280人)$

・ **少なくとも15分間**は被接種者の状態を観察
 ・ 重いアレルギー症状を引き起こしたことがある方、過去に採血等で気分が悪くなったり失神等を起こしたことがある方については**30分程度**、状態を観察する必要があるため、状態観察ができるスペースの確保が必要

ツインバード社

- (1) 商品名 (品番)
ディープフリーザー SC-DF25WL
(武田モデルナワクチン輸送標準機器と同じ)
- (2) 温度帯
設定温度 : +10℃ ~ -40℃ (1℃刻みで温度設定可能)
- (3) サイズ・重量
内容量 : 25リットル、重量16.5Kg
外形寸法 : 幅 695 x 奥行 350 x 高さ 460 (mm)
内径寸法 : 幅 335 x 奥行 225 x 高さ 340 (mm)
- (4) ロガー情報
データ読み込みインターフェース : Bluetooth 5.0
スマートフォンで温度データ読み込み (iOS/Android対応)
※電池は約180日を目安に交換
- (5) 電源
壁コンセントから : SC-AD70 ACアダプター
車載時 : シガレットプラグケーブル (3m、DC12V)
※分岐ソケットや二股コンセント、又は延長コードは使用しないこと。
- (6) 設置場所
水平な場所に、蓋を上にして設置すること。
水のかからない場所に設置すること。
風通しがよく湿気の少ない場所に設置すること。
付属のマットを敷いて使用すること。
吸排気口は壁や障害物から20cm以上離して設置すること。
直射日光の当たらない場所や埃の少ない場所に設置すること。
- (7) お問い合わせURL : <https://www.twinbird-ec.jp>
お問い合わせ番号 (フリーダイヤル) : 0120-28-4625
- (8) 停電時
停電時 -20℃から -15℃までの時間 : 約25~30分

ディープフリーザー25L SC-DF25WL

主な特徴

- 軽量・コンパクト・可搬型
- 1℃刻みの温度設定
- ノンフロン・CO2排出ゼロ
- 低消費電力



付属品：ロガー

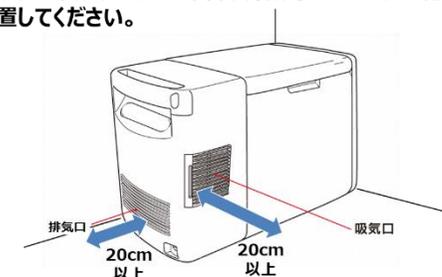


付属品：ACアダプター



設置場所

- 吸気口・排気口は、壁や障害物から20cm以上離して設置してください。



※注)仕様は予告なく変更される場合があります。ご注文前にご確認ください。

職域接種の申請から接種まで

6月8日（火）から申請受付を開始します。

申請にあたり行って頂く主な作業は以下のStep 1 です。

申請は、専用WEB入力フォーム (<https://ova.gbiz.go.jp/>) に必要事項を入力していただきます。

申請等に関する相談等は業界・業種毎に所管省庁で受け付けます。

⇒ 【各省庁相談窓口】 <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000083278.pdf>

Step1

職域接種会場等の必要事項をWEB入力フォームに入力

- 必要事項は、(<https://ova.gbiz.go.jp/>)で御確認できます。

申請

以上で申請は完了です

受理

受理・確認

- 記載不備や確認事項等があれば、登録された代表者へ連絡します
- 申請内容は、国・都道府県で共有します
- 確認が完了した際には、登録された代表者へ連絡します

連絡・代行

Step3

職域接種会場等が行う以下の業務を国が代行・補助します

- 医療機関コード申請
- 市町村との集合契約への加入
- V-SYS(ワクチン配送システム)IDの取得・入力等手続き

配送

Step4

国から職域接種会場へ物品※を配送します

※ -20℃冷凍庫、ワクチン、針・シリンジ等

配送

Step5

接種開始

都道府県における作業手順

都道府県における申請確認の流れは以下の通りです。

①事前準備

- 明日（6/8）都道府県毎のユーザID・初期パスワードを通知
- 通知メール宛先の変更・追加があれば、厚労省にメールで連絡

②ログイン

- ユーザIDを用いてシステムにログイン
- 初回ログイン時にパスワードを再設定

企業等が申請

③確認・承認

- 新規申請がなされると、通知（メール）が届く
- 申請内容を確認し、問題がなければ“承認”

④内容訂正 ・承認

- 申請内容に不備がある場合、申請者に確認の上、修正（その後、③の手続きで“承認”）

新型コロナワクチンの職域接種の総合窓口

- ・ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、令和3年6月21日から、企業や大学等において、職域（学校等を含む）単位でワクチンの接種を開始することを可能とすることとします。高齢者への接種が早期に完了する見込みである自治体においては、自治体の判断で、さらに時期を前倒しすることも可能とします。
- ・職域接種に当たっては、モデルナ社製ワクチンを使用し、接種に必要な医療従事者や会場などは、自治体による高齢者等への接種に影響を与えないよう、企業や大学等が自ら確保することとします。
- ・中小企業が商工会議所等を通じて共同で実施すること、企業が下請け企業など取引先も対象に含めて実施すること、大学等が学生も対象に含めて実施することも可能とします。なお、職域接種を実施するに当たっては、その対象者の中で、接種の優先順位を踏まえて、高齢者や基礎疾患を有する者が優先的に接種できる機会を設けていただくこととします。
- ・一般接種の対象者の中で、企業や大学等の協力により職域を通じて接種を受けていただく方が増えてくることで、市町村が実施する一般接種もより受けやすくなり、接種が加速化することが期待されます。
- ・政府としては、希望する全ての国民の皆さんに安全で有効な新型コロナワクチンを一日も早くお届けできるよう、引き続き、自治体と連携して、全力を挙げて取り組んでまいります。

- ・職域接種の概要・手続については以下の資料をご覧ください。
(順次、関係資料を掲載します。)

- [新型コロナウイルスの職域接種の開始について（事務連絡）](#) 

- ・職域接種を開始する際の申請フォーム
(準備中)

- ・職域接種に関する業界別照会窓口は[こちら](#) 

- ・職域接種に関する各都道府県の窓口は[こちら](#)
(準備中)

- ・詳細については、以下の各省庁のHPもご参照ください。

- 【厚生労働省】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html 
- 【経済産業省】
<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210604009/20210604009.html> 
- 【農林水産省】
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html 

お問い合わせは[こちら](#)。

各省庁照会窓口一覧(令和3年6月7日時点)

照会内容	府省庁	部局・課室	電話番号
総合窓口	内閣官房	河野大臣室	03-6257-1734 03-6257-1735
予防接種の制度全般、 厚生労働省全般	厚生労働省	健康局予防接種室	03-6812-7814
経済産業省全般	経済産業省	生活物資等供給確保戦略室	03-3501-1538
製造(自動車・自動車部品、機械・電機 電子、化学、ガラス、セメント、鉄・金 属、金属加工、製紙繊維、日用品、化 粧品等)			
エネルギー(電力、ガス、石油等)			
貿易(商社等)			
情報(半導体、エレクトロニクス、出版・ 印刷、コンテンツ、ゲーム、データ、広 告代理店等)			
流通(スーパー、コンビニ、百貨店等)			
警察庁全般	警察庁	長官官房企画課	03-3581-0141
警備		生活安全企画課	03-3581-0141
総務省全般	総務省	大臣官房企画課	03-5253-5111
郵政		情報流通行政局 郵政行政部企画課	03-5253-5111
放送(TV、ラジオ)		情報流通行政局総務課	03-5253-5111
通信(NTT、携帯、ネット)		総合通信基盤局総務課 事業政策課	03-5253-5111
財務省全般	財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	03-3581-4111 (内線:5162)
たばこ、塩		理財局総務課たばこ塩事業室	03-3581-4111 (内線:2259)
酒類業団体、法人会、税理士会		国税庁総務課	03-3581-4161 (内線:3445)
通関業		関税局総務課	03-3581-4111 (内線:2466)
金融庁全般	金融庁	総合政策局 総務課	03-3506-6000 (内線:3180、2793)
銀行・信用金庫・信用組合・ 保険会社・証券会社・貸金業		監督局総務課監督調査室	03-3506-6000 (内線:3312、3889)
資金移動業者 前払式支払手段発行者		総合政策局 フィンテックモニタリング室	03-3506-6000 (内線:2828)
暗号資産交換業者		総合政策局 フィンテックモニタリング室	03-3506-6000 (内線:2828)
取引所		企画市場局市場課	03-3506-6000 (内線:3612)
公認会計士		企画市場局 企業開示課	03-3506-6000 (内線:3810、3657)

文部科学省全般	文部科学省	大臣官房総務課	03-6734-2156
大学・高等専門学校		高等教育局高等教育企画課	03-6734-3149
教育委員会		初等中等教育局 健康教育・食育課	03-6734-2918
学校法人		高等教育局私学部私学行政課	03-6734-2527
文化芸術団体・文化施設		文化庁政策課	03-6734-2896
新聞 (新聞流通業除く)		文化庁国語課	03-6734-2840
農林水産省全般	農林水産省	大臣官房地方課 災害総合対策室	03-6744-2142
農協		経営局協同組織課	03-6744-2164
食品		食料産業局企画課	03-6744-2064
国土交通省全般	国土交通省	大臣官房危機管理室	03-5253-8974
公共交通(鉄道)		鉄道局総務課危機管理室	03-4416-5119
公共交通(バス、タクシー)		自動車局安全政策課	03-5253-8565
運輸(トラック)			
公共交通(航空)		航空局総務課危機管理室	03-5253-8700
海事全般(公共交通(船舶)、造船等)		海事局安全政策課 危機管理室	03-5253-8616
港湾		港湾局海岸・防災課 危機管理室	03-5253-8070
宿泊・旅行		観光庁総務課	03-5253-8321
建設		不動産・建設経済局建設業課	03-5253-8277
住宅		住宅局総務課	03-5253-8501
下水道		水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課	03-5253-8427
不動産		不動産・建設経済局 不動産業課	03-5253-8287
倉庫業、貨物利用運送事業、 トラックターミナル事業		総合政策局 参事官(物流産業)室	03-5253-8298
環境省全般		環境省	大臣官房総務課 危機管理・災害対策室
廃棄物処理(一般廃棄物)	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課		03-5501-3154
廃棄物処理(産業廃棄物)	環境再生・資源循環局 廃棄物規制課		03-5501-3156
浄化槽	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室		03-5501-3155
ペット	自然環境局総務課 動物愛護管理室		03-3581-3351
アロマ	水・大気環境局大気環境課 大気生活環境室		03-5521-8299